

スポーツ研修センターにおける 新型コロナウイルス感染症に関する対応基準

●利用に当たっての指針

亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部の基準及び三重県指針 Ver. 14（令和3年12月1日発信）及び別冊に準じる。

◆三重県指針（※リンク <https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>）

◆新型コロナウイルス感染拡大防止に係る亀山市主催イベント等の開催基準及びイベント等の中止などについて

（※リンク [亀山市 \(city.kameyama.mie.jp/docs/2020022600055/\)](http://city.kameyama.mie.jp/docs/2020022600055/)）

●貸出施設ご利用にあたっての条件

（1）利用できないイベント

期間	条件
令和3年12月1日～ 当面の間	・（3）の感染防止策を講じないもの

（2）施設の収容人数の上限

[イベント開催時のチェックリストはこちら](#)

収容率上限（新型コロナウイルス感染症「三重県指針 Ver. 14 別冊」のとおり）	
・ 大声なしのイベント 100%以内 「三重県指針 Ver. 14 別冊」別紙3のチェックリストの作成・公表を前提とする。 ・ 固定席のない施設は「密」となる状況が発生しないよう、人と人とが触れ合わない間隔をあける。	・ 大声ありのイベント 50%以内 「三重県指針 Ver. 14 別冊」別紙3のチェックリストの作成・公表を前提とする。 ・ 固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとする。 ・ 固定席がない施設は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m以上）を空ける。また、その維持が困難な場合は、開催について慎重に考える。 ・ 大声ありのイベントでも大声を最小限に抑える工夫や感染リスクを低減する対策をおこなう。

※三重県外【緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の出ている都道府県】からの利用者（主催者・参加者）には、イベントの自粛もしくは延期のご協力をお願いしています。ただし、2回目のワクチン接種から14日以上経過している場合、または検査の結果が陰性（PCR検査等の場合は検体採取より3日以内、抗原定性検査日より1日以内）の場合は除く。

※なお、三重県等からの要請により、新たな条件が追加されることがあります。

※個人使用(定例行事)

- ・マスクの着用（スポーツ活動に支障のない範囲でマスクの着用をお願いします。スポーツ活動以外の時（見学者含む）は、必ずマスクの着用をお願いします。）
- ・発熱や咳など風邪症状がみられるもの
- ・3つの密が発生するおそれのあるもの
（施設利用時に密閉・密集・密接の状態を回避して行う）
- ・更衣室、ロッカーなどの共用スペースの長時間使用はお控えください。

※専用使用

- ・上記の個人使用の条件のほか
- ・不特定の方が集まるもの（主催者及びお客様の名簿が提出できないもの）
- ・利用者が特定できる場合においても社会的距離の確保ができない人数が集まるもの
- ・次の感染防止策を講じないもの

（3）利用する場合の感染防止対策

次の項目など取りうる限りの感染防止対策の徹底

（利用前の対策）

※個人使用、専用使用共通事項

- ・利用者には次の注意事項を事前に周知すること
 - *感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できないこと
 - *発熱や咳など風邪症状がみられる方は参加できないこと
 - *高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくこと
 - *施設利用の前後で感染が発生した場合、保健所などの聞き取りに協力いただくこと
（参加者名簿の作成にも記入を協力いただきます）
（*個人情報 は保健所などの聞き取り以外には使用致しません。）

（利用時の対策）

※個人使用、専用使用共通事項

- *施設利用者への手洗いを推奨すること
- *大声での会話、気合の発声、または近接した距離で会話等が行われないようにすること
- *室内の換気、及び器具類の消毒を講じること

- *①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）
③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離で会話や発生が行われる）という3つの条件（3つの「密」）を回避するため、利用者同士の間隔はできるだけ2mを目安に確保できる対応策を講じること
- *その他、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気を講じること）

作成：令和3年12月1日